

I 安全安心な基盤の確保 P183

>⑩(新)医療支援型グループホームの整備促進 17,750 千円

医療的ケアが必要な重症心身障害者が、住み慣れた地域で安心して生活でき環境整備を構築するため、24時間常時看護師を配置して医療的ケアが提供される医療支援型グループホームの整備を促進

○ 運営支援補助(900千円)

障害者施設等入院基本料7対1看護並に看護職員を配置した場合の経費の一部を補助

- ・補助対象 上記人員配置をして重度障害者支援加算を受けていない医療支援型グループホーム
- ・補助基準額 入居者(医療的ケアが必要な重症心身患者)1人あたり45千円/月
- ・負担割合 県1/2、市町1/2(政令・中核市除く)

○ 整備支援補助(16,850千円)

国庫補助の対象外となっている介護リフト、非常用自家発電の設置経費の一部を補助

- ・補助対象 医療支援型グループホーム
- ・対象経費 天井走行型介護リフト、ポータブル非常用発電機の導入経費
- ・補助基準額 天井走行型介護リフト 1,250千円
- ・ポータブル非常用発電機 300千円
- 負担割合 県1/2、事業者1/2(政令・中核市除く)

⑪(新)重症心身障害児通所支援・居宅訪問型事業所の整備促進 28,350 千円

医療的ケアを必要とする重症心身障害児が、身近な地域で支援を受けられる環境を整備するため、未設置市町における重症心身障害児通所支援事業所や居宅訪問型児童発達支援事業の整備を促進

○ 重症心身障害児通所支援(19,952千円)

- ・補助基準額 17,440円/日(定員5人の場合)×年間未利用延人数
- ・補助対象 未設置市町で整備予定の重症心身障害者専用通所支援13事業所
- ・負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3(政令・中核市除く)

○ 居宅訪問型児童発達支援(8,398千円)

- ・補助基準額 (9,880円/日×(年間訪問基準人数300人-年間訪問実績人数))
- ・補助対象 未設置市町で整備予定の居宅訪問型児童発達支援17事業所
- ・負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3(政令・中核市除く)

…などと掲載されています。